

生徒会会則

- 第1条 この会は福部未来学園中学校生徒会と称し、福部未来学園中学校生徒全員をもって組織する。
- 第2条 私たちはお互いを思いやり、助け合い、健康でたくましい心身となるよう自らを鍛え、明るく楽しい学校を建設するとともに、よき社会人となることに努める。
- 第3条 この会には、次の役員をおく。
- ・会長 1名
 - ・副会長 男女各1名 2名
 - ・書記長 1名
 - ・代議員 各学級 2名
 - ・専門委員長 各専門委員会 1名
 - ・専門委員 各学級 若干名
 - ・必要に応じて、議長・総務をおくことができる
- 第4条 本会の役員は次の方法で選出する
- ・会長、副会長は別紙に定める福部未来学園中学校生徒会役員選挙規定により選出する。
 - ・書記長、専門委員長、議長・総務は、生徒会長の委嘱により選出する。
 - ・代議員は各学級より男女各1名を選出する。
 - ・専門委員は各学級より男女若干名を選出する。
- 第5条 役員の仕事は次の通りとする。
- ・会長は生徒会を統括し、会を代表する。
 - ・副会長は会長を助け、会長に支障あるときはその仕事を代行する。
 - ・書記長は、生徒会活動の事務を統括する。
 - ・専門委員長は各委員会を代表し、活動、事務を統括する。
- 第6条 役員の仕事は次の通りとする
- ・会長、副会長、書記長、代議員、専門委員長、専門委員の仕事は2期制とする。
- 第7条 本会は次の会をもつ。
- ・総会
 - ・代議員会
 - ・専門委員会
 - ・執行部会
 - ・学級生徒会
- 第8条 総会は毎年5月、10月、3月に開く。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができ、生徒全員で構成する。
- 第9条 総会の成立は、全生徒の2分の1以上の出席を要し、委任は認めない。議決は、出席生徒の過半数の賛成を認められた場合とする。

- 第10条 総会は会則の改正、事業予算決算、役員承認、その他重要事項の決議承認に関するを行う。
- 第11条 代議員会は総会に次ぐ決議機関で、事業の具体案、その他各種議題を協議し、毎月開き、翌月の活動を推進するほか、必要に応じて臨時代議員会を開くことができる。
- 第12条 執行部会は各種事業の原案を作成し、代議員会にはかる。会長、副会長、書記長、専門委員長で構成し会を開く。
- 第13条 校内生活に次の専門委員会をおく。
生活安全
環境福祉
保健衛生
学習
- 第14条 部活動は文化部、体育部をおく。設置する部は別に定める。部活動の所属は原則として全生徒が必ず1つの部に所属しなければならない。活動の方法等は別に定める。部会は主として部員相互の親和をはかり、部の自主的運営について協議する。
- 第15条 学級生徒会は生徒会の基盤で、次の役員をおき、正副ルーム長は代議員となる。
ルーム長
副ルーム長
正副ルーム長は学級を統率し、学級を代表して代議員会に参加し、その決議事項を報告する。代議員会決議は学級生徒会決議に優先する。
- 第16条 各種委員会の成立は委員の3分の2以上の出席を要する。議決は出席委員の過半数の賛成を認められた場合とし、賛否同数の時は委員長裁決とする。
- 第17条 この会の経費は会費を持ってあて、年度当初の総会において決定する。

附則

- 第18条 この会の運営は全ての学校教育方針に基づき、教師の助言と指導を受ける。

生徒会役員選挙規定

- 第1条 この規定は福部未来学園中学校生徒会会則第4条1項によって定める。
- 第2条 この規定は生徒会長、副会長の選出に適用する。
- 第3条 本校に在籍する生徒はすべて選挙権を有する。
- 第4条 本校に在籍する1年生，2年生，3年生（前期）は、すべて被選挙権を有する。
- 第5条 この選挙の管理事務は選挙管理委員会が行う。
- 第6条 選挙管理委員会は各クラスより1名選出する。
- 第7条 選挙管理委員長は委員の互選により決定し、役員選挙に関するいっさいの責任をもつ。
- 第8条 選挙管理委員会は選挙に当たり、次の業務を行うものとする。
- ・選挙期日の決定に関すること
 - ・選挙公示に関すること（選挙期日の14日前に公示）
 - ・立候補届の受理と発表
 - 立候補者は公示の日から選挙の投票7日前までに役員名、学年、組、氏名、スローガン、推薦者名、責任者名を届け出用紙に記入して、選挙管理委員会に届けること。
 - 立候補者の受理をしたら、選挙管理委員会は投票日5日前までに発表すること。
 - ・選挙運動に関すること
 - 候補者1名につきポスターは2枚以内とし、それは管理委員会の認印のあるものとする。
 - ポスターは所定の場所以外には無断で掲示できない。
 - 選挙運動は立会演説会とする。
 - 演説会では候補者1名につき1名の応援演説者を認める。
 - 選挙運動期間は立候補届出日から投票日までとする。
 - ・投票管理に関すること
 - 選挙は全生徒直接無記名投票により行う。
 - 投票の管理および立ち会いは選挙管理委員会で行う。
 - ・開票及び当選者の告示に関すること。
 - 開票は選挙管理委員会で行う。
 - 上位得票者を当選とする。
 - 同得票者のときは決選投票を行う。
 - 信任投票の場合は、有効票の過半数で信任とする。
 - 投票の効力に疑いのあるものについては選挙管理委員会で判定する。
 - 当選者が決定したとき選挙管理委員会は本人に通知し公示しなければならない。
- 第9条 この規定の改廃は代議員会で決め、総会で承認を得る。